

暴力団等排除条項の追加に伴う預金規定等の改正について

平素は当組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、私ども岐阜商工信用組合では、平成22年4月1日(木)より、普通預金規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項を追加しておりますが、このたび、平成22年9月1日(水)より、定期預金規定等、平成22年10月1日(金)より、貸金庫規定および国債振替決済口座管理規定についても条項を追加し改正いたしました。

1. 改正内容

- (1) お取引を開始するに際して、「お客さまが暴力団等に該当すると判明した場合」または「お客さまが暴力的行為を行った場合」に取引の開設をお断りし、または解約できることを明記しました。
- (2) 「お客さまが暴力団等に該当すると判明した場合」または「お客さまが暴力的な行為を行った場合」に取引の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約できることを明記しました。

2. 改正した規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金規定集
- (3) 総合口座規定集
- (4) 貯蓄預金規定集
- (5) 納税準備預金規定集
- (6) 無利息型普通預金規定
- (7) 総合口座規定(無利息型普通預金)

※ 以上、平成22年4月1日改正

- (8) 通知預金規定集
- (9) 定期預金規定集(通帳式)
- (10) 自由金利型定期預金規定集(大口定期)
- (11) 自由金利型定期預金(M型)規定集(スーパー定期)
- (12) 変動金利定期預金規定集
- (13) 期日指定定期預金規定集
- (14) 財形定期預金規定集
- (15) 定期積金規定集

※ 以上、平成22年9月1日改正

- (16) 貸金庫規定
- (17) 国債振替決済口座管理規定

※ 以上、平成22年10月1日改正

改正後の新規定がご入用の場合は、窓口までご請求ください。

以 上

(2010.10.01)